

吹南地区振興会会則

第1条(名称)

本会は、吹南地区振興会と称する。

第2条(目的)

本会は、地域住民との協調を基盤に、共存共栄・地域社会の発展に寄与すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条(会員)

会員は、吹南地区に所在し、会の主旨に賛同する企業をもって構成する。

第4条(役員及び任期)

本会に、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

会計 若干名

幹事 20名程度

会計監査 若干名

名誉会長 会長勇退者を推載する。

幹事・会計監査は総会で選出し、会長・副会長・会計は、幹事の互選とする。

役員任期は、2年間とし、再選を妨げない。

また、次の顧問を推載する。

名誉顧問 地域選出議員を推載する。

顧問 地域自治会長を推載する。

第5条(会計)

本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入によって賄うものとする。

第6条(会費)

会費は、年額一口10,000円とし、前納する。(期間は6月～翌年5月まで)

但し、役員会の議決を得て臨時に徴収することができる。

振込口座 北おおさか信用金庫(金融機関コード1645) 南吹田支店(店番078)

普通預金 No.0134940 吹南地区振興会 会計 玉城 哲朗

第7条(会計年度)

本会の会計年度は6月1日より翌年5月31日までとする。

第8条(入会・退会)

前納した会費は返還しない。

入会にあたり、1会員以上の推薦を要する。

退会は自由とするも、前納した会費は返還しない。

2年連続会費未納の会員は退会したものと見なす。

第9条(会議)

本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会 年1回以上(6月)
- (2) 役員会 第4条にて選出の役員にて構成する。(7、9、11、1、3、5月)
- (3) 幹事会 次の委員会を置く。但し、役員会に諮った上で追加・統合する。
 - (3-1) 総務委員会
 - (3-2) 広報委員会
 - (3-3) 事業委員会
 - (3-4) 強化委員会
 - (3-5) 文化厚生委員会
 - (3-6) 交通対策委員会
 - (3-7) 防犯対策委員会

第10条(議決権)

会則第9条(会議)の議決は、出席全員(委任状提出を含む)の過半数により、決定する。可否同数の場合は、議長の採決による。

第11条(その他)

本会則の定め無き事項は、総会及び臨時総会において定めるものとする。

付則

本会則は、昭和59年6月26日より、効力を発する。

改正、平成15年6月20日

改正、平成18年6月16日

改正、平成19年6月13日(会計 異動につき振込口座名変更)

改正、平成22年3月31日(会計 異動につき振込口座名変更)

改正、平成27年11月15日(会計 異動につき振込口座名変更)